

2012年春号
仙台市

農政だより



発行 仙台市経済局農林部(農政企画課、東部農業復興室、農業振興課、農林土木課)
〒980-8671 青葉区国分町3丁目7-1 電話 022-214-8265(農政企画課) FAX 022-214-8338
ホームページ http://www.city.sendai.jp/business/d/keizai_03.html
Eメール kei008110@city.sendai.jp(農政企画課)

仙台東地区ほ場整備事業推進協議会を立ち上げました



第1回協議会 (JA仙台北本店会議室にて)

仙台東地区の農地等の早期復旧及び、より生産性の高い農地への再生に向けたほ場整備事業の円滑かつ着実な実施を図ることを目的とする「仙台東地区ほ場整備事業推進協議会」が設立され、平成24年4月5日に第1回協議会が開催されました。



仙台東土地改良区 佐藤理事長

本協議会は、仙台東土地改良区、JA仙台、仙台市等の関係団体のほか、各団体が推薦する農業者により構成されています。

冒頭、協議会会長に選出された仙台東土地改良区佐藤理事長からは「100年後を見据えた基盤整備事業ができるよう、協力し合っ

て、まい進していきたい」とのあいさつがありました。
今後、協議会の下部組織である工事検討部会、営農検討部会、換地検討部会の中で、実際のほ場整



※各検討部会は、各地区(六郷、七郷、高砂)ごとに開催する予定です。

図:仙台東地区ほ場整備事業推進協議会 組織図

備事業の進行に係る具体的内容を協議・調整し、地区ごとの地元説明会等を踏まえながら、事業計画のとりまとめを行っていきます。
【東部農業復興室 事業調整係

214・7328】

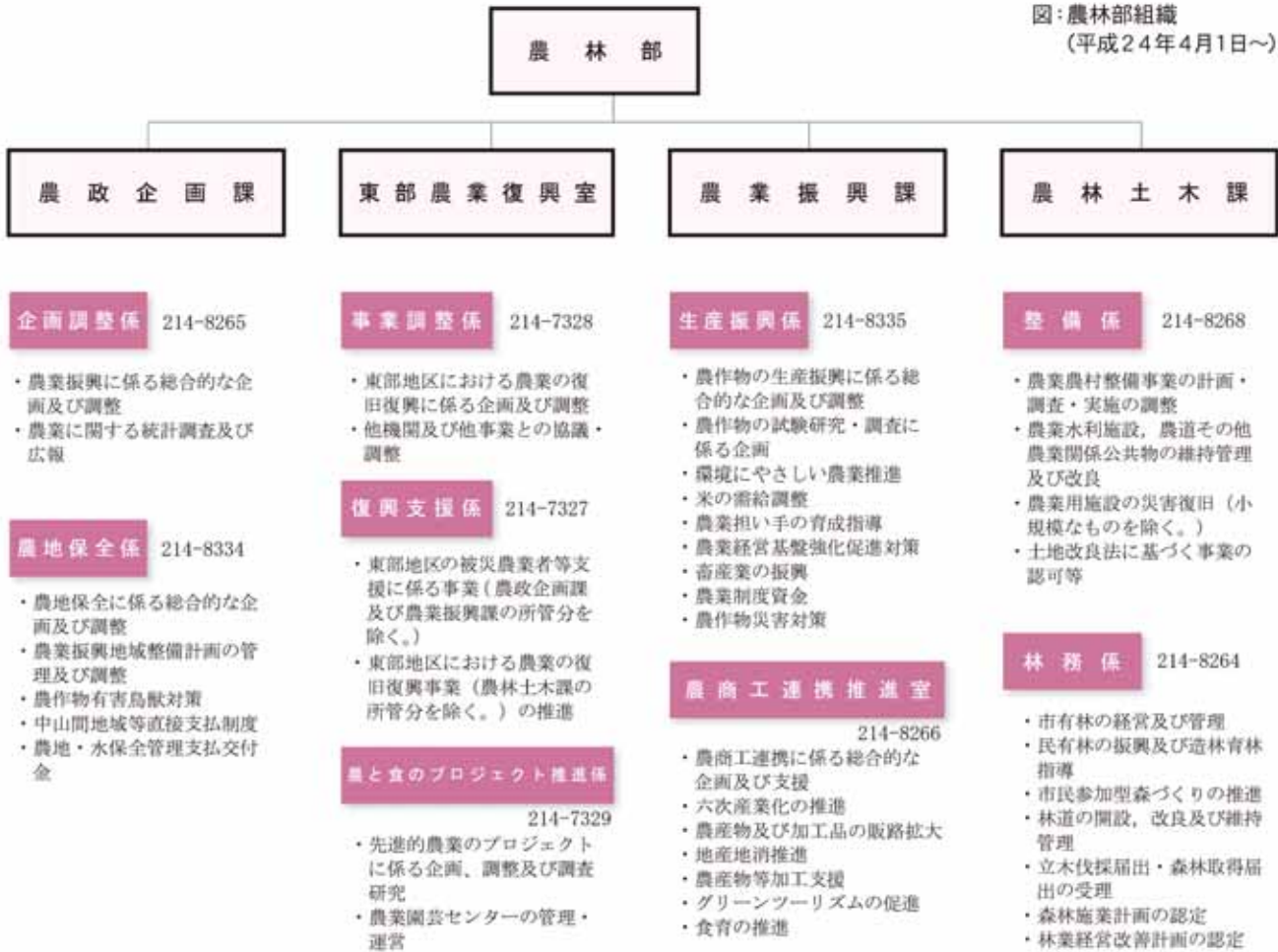
農林部組織改編のお知らせ

東日本大震災からの復興事業の推進体制を強化するため、平成24年度より、仙台市農林部に「東部農業復興室」（課相当）を創設しました。

室には、東部農業の復旧復興に係る企画及び調整を行う『**事業調整係**』、被災農業者等への支援に係る事業の実施及びほ場整備等の復旧復興事業を推進する『**復興支援係**』、さらに、先進的農業のプロジェクトに係る総合的な企画、調整及び調査研究等を行う『**農と食のプロジェクト推進係**』を設けています。また、農政企画課内に設置されていた『農商工連携推進室』は、地産地消の推進などに、より一体的に取り組むため、農業振興課へ移管しました。

【農政企画課 企画調整係
214・8265】

図：農林部組織
(平成24年4月1日～)



農と食のフロンティア推進特区が認定されました

平成24年3月2日、仙台市が単独で国に申請した「農と食のフロンティア推進特区」にかかる復興推進計画が認定されました。

この計画は、「農と食のフロンティアプロジェクト」(仙台市農政だより平成24年2月号に掲載)を推進するために策定したもので、農業経営基盤を安定化させるために農地の大規模化を進め、復興を推進するための支援事業を実施するとともに、一定の投資を行う場合の税制上の特例措置を定めるものです。具体的には、仙台市東南部地域の農業振興地域において、農業や、地域内の農産物等を使用する農業関連加工・流通・販売関連産業、農業関連再生可能エネルギー関連産業または農業関連試験研究関連産業を実施する場合、税が優遇されるものです。

これまで地域内で農業をされていた方が、加工や流通などの他産業に進出しやすくなることにも、他産業を行っていらっしゃる方が農業関連産業に取り組みやすくなるものです。

加工場の建設や、トラクターなど農機具の購入等を検討されている方は、税制上の特例措置の対象となりますので、実施する前にお気軽にご相談ください。

【東部農業復興室

農と食のプロジェクト推進係

214・7329】

**六次産業化法に基づいた
総合化事業計画が
認定されました**

農業者が新たに農産物を加工し販売する事業計画を、太白区柳生の「たんぼぼ農産加工くらぶ」（代表佐藤郁子さん）が国に申請し、平成24年2月29日付で認定されました。

仙台市内での認定は今回で2

件目となります。

この計画は、農家レストランと菓子加工施設を整備し、生産から加工、販売の一体化へ取り組むものです。

なお、計画が認定されることで、加工施設整備に対する補助事業の活用や農業改良資金の特例などのメリットがあります。

相談窓口を設置しています

農産物の加工に取り組みたい方、販路拡大をしたい方、農商工連携で商品開発等をしたいと考えている方は、お気軽にご相談ください。

【農業振興課 農商工連携推進室

214・8266】



認定証交付式の様子

**農業サポーター制度を
利用してみませんか**

みのりの会

農業サポーターは、1期生が誕生してから今年で11年目になります。大震災で「せんだい農業校」を運営・管理している「(財)仙台市農業園芸振興協会(農業園芸センター)」が被災し、現在は9期生までの総勢143名で農業サポーター活動を行っています。

利用された農家の方々からは、「サポーターは即戦力になり助かっている」、「忙しくて人手が欲しい時に必要なだけ来てくれるので利用しやすい」などうれしい言葉が寄せられています。

ここで、私達がサポーターとしてお手伝いした内容と体験を2例紹介します。

①葉菜類の調製作業。大きく育った雪菜の葉を調製し、重さを量ってピニールの袋に入れ、カゴに整えます。作業には袋詰めめめしさと同時に早さも要求されます。この作業

は1週間で終わり、続けて水菜、小松菜、チンゲン菜を1週間行いました。

②タマネギの植え付け。この作業は5人のサポーターで行いました。黒マルチの穴の部分にカマで穴を掘り、苗を入れて土を寄せます。3日間で約3〜4万個のタマネギを植えつけました。



作業終了後のタマネギ畑

平成23年度は被災の影響でサポーターの活動は半減しましたが、これからの農家の皆さんの復旧・復興を目指して、農作業のお手伝いをさせて頂ければと思っています。

農業サポーターを利用したい方は**【仙台市農業園芸振興協会(288・1771)】**まで御連絡ください。【みのりの会】農業サポーターで組織する**【会】**

生産技術情報 野菜

○土壌害虫について

土壌害虫は、幼虫が土中にいるため、直接薬剤を接触させて防除することが困難です。そのため、初期の発見が難しく、多くは難防除害虫です。今回、野菜類を加害する主要な害虫の生態と防除方法などを紹介します。

1. ヨトウムシ類

卵を葉裏にまとめて産み、ふ化する群棲しますが、大きくなるにしたがって分散します。食欲旺盛で葉を食害し、激しい場合は葉脈だけ残して食べつくすため品質が低下します。ふ化直後の分散前に防除することが大切です。

2. ネキリムシ類

土の中で幼虫が越冬し、5月頃成虫が発生、地際の古葉などに1〜2個産卵し、年に数回発生をくり返します。夜間に地上に現れ、葉を食害したり、切った葉を地中に引き込んだりしま

す。

幼苗期の被害が大きく、欠株になることが多いです。防除は、被害にあった株元に幼虫がいるので捕殺します。雑草は越冬しやすい環境を作るので、冬期に耕運などして除去します。

3. コガネムシ類

年に1回の発生で幼虫は地中で植物の根やイモを食害し、成虫は葉を網目状に食害します。防除は、耕運の際など幼虫の発生を確認し、土壌処理剤を散布します。

4. キスジノミハムシ

成虫の体長は3mmと小さく、左右の翅黄褐色の帯状の斑紋があり、ノミのように鋭く跳ねまです。成虫は5〜9月頃に年3回程度アブラナ科植物にのみ発生します。

幼虫は、根部を食害するので夏ダイコンなどで被害が大きくなります。成虫の防除と併せ、幼虫に対して土壌処理剤の散布や発生前の防虫ネット(0.6mm目合)の利用が有効です。また、夏期のアブラナ科の栽培、

特に連作は被害が大きくなるので注意が必要です。

5. タネバエ

成虫はイエバエを小さくした様な姿で、作物の株元などに数個〜数十個産卵します。低温性(15℃〜20℃)で暑さに弱く、成虫は臭いに誘われて飛来します。作物を加害するのは幼虫のみで、ふ化後2週間程度と短いのが特徴です。堆肥や有機物は、は種や定植作業の20日前に施用、前作の残渣などは早めに除去するか鋤き込み、分解を促進して臭いの発生を防ぐことが必要です。

○防除と薬剤使用

害虫防除のためには、害虫の発生パターンを知ること、常に作物の生育状況を観察し、早期発見に努めることが大切です。

また、薬剤による防除は効果があり使用しやすい反面、薬剤抵抗性の出現による防除効果の低下という問題を生じます。使用の際は説明書をよく読み、適期の散布やローテーション散布を行うなどの注意が必要です。

お知らせ

1. 「野菜・花き新技術・新品目等実証ほ」設置農家募集

栽培検討によって問題点などを把握し、今後の生産指導に活用するために実施します。

・栽培品目：短根ゴボウ、ピエトラ、黄金カブ、カリフラワー

・設置件数：3か所程度

・謝礼：実費程度の設置謝礼

・申込締切：平成24年5月25日(金)

2. 津波被災農地への緑肥作物栽培への助成

地力の増進を図るため、作物を栽培していない水田、畑で緑肥作物を栽培しましょう。種子の購入代金の一部を助成いたします。

・対象：東日本大震災で津波

による被災を受けた水田

・畑の耕作者(平成24

25年度に国の直轄工事が

実施されるエリアを除く)

・助成率：緑肥種子代金の50%

(1農家上限25,000円)

・申込締切：平成24年5月25日(金)

【仙台市農業園芸振興協会

288・1771】

生産技術情報 花き

お盆（8月咲き）や彼岸（9月咲き）に需要が多い小ギクの5月～7月の栽培管理について紹介します。

露地での小ギクの栽培管理（5月～7月）

【9月咲き】 ○定植

5月上旬が定植適期です。土質が壤土で排水がよく耕土が深い肥沃なほ場を選びます。また、水の便がよく日当たりのよいことが必要です。

1a当たり堆肥300kgと基肥としてN、P、Kを成分量で各1.5kg施用します。pHは6.0～6.5に調整します。キクの根は比較的短く、最も多く分布するのは地下20cmのところ
です。また、耐湿性がなく、好気性の根なので、排水の悪い粘質土や地下水位の高いほ場では

高うねとし、その他は平床とします。

栽植距離はうね幅100cm、株間10cmの1条植え、または、うね幅120cm、条間30cm、株間15cmの二条植えとします（1a当たり1,000～1,100本）。植え穴は深く掘り、根がなるべく広がるようにし、苗土の面と床面が同一になるようにします。定植は日中を避け、夕方から行うようにしましょう。施肥、耕起、うね立て後十分に灌水し、二条植えは活着を促すため黒マルチをします。晩霜被害防止のため被害の心配がなくなるまで穴あきピニールトンネルを掛けると良いでしょう。

○定植後の管理

定植10～14日後で苗がしっかりと活着してから手で苗の先端を浅く確実に摘心（ピンチ作業）します。この時充分に活着してから摘心を行わないとその後の側枝の発生にバラツキが出ます。キクの切花品質は、土壌水分

の影響を受けやすく、特に定植後1.5カ月、草丈30～40cmまでは干ばつの悪影響が大きいので、乾燥しないようにすること
が必要です。

側枝が10cm位に伸びた時（8月咲きで5月中旬、9月咲きで6月中旬）、樹勢の強い枝と弱い枝をかきとり、同じくらいの枝を1株当たり3～4本（収穫する本数）残します。草丈が20cmになったら倒伏防止のためネット（15cm×2目または3目、支柱を2mおきにいれる）を一段張ります。また、補強紐等をネット両端のマス目へうねに沿って縫うように通し、風対策を講じます。生育に応じて草丈の中段まで引き上げ、茎の曲がり
を防ぎます。追肥は1a当たりN、Kを成分量で各0.5kgずつ、定植30日後と花芽分化時の2回施用します。遅くまで窒素
養分が残ると花序（花つき）が乱れるので注意します。土寄せは整枝後に除草を兼ねて軽く行
います。

○花芽分化期

8月咲きは6月中旬、9月咲きは7月下旬が花芽分化期となります。順調にいくとこの時期から約45日で開花します。

○病害虫防除

入梅時期から白さび病の罹病時期に入るため、防除を徹底します。白さび病に関しては健全な苗を用いることが必要です。また、梅雨時期に雨が少ない場合は、比較的病気の発生が少なく虫害が多くなります。特にアブラムシやハダニ、アザミウマ類の発生に注意する必要があります。

【8月咲き】

定植は4月下旬が適期です。定植はお済みでしょうか。定植後の管理は9月咲きと同様です。

【仙台市農業園芸振興協会

288・1771】

仙台市からのお知らせ

野菜・花きを生産する
パイプハウス設置費用の
一部助成

◇補助対象者

①営農集団（農業者3戸以上で、代表者・規約を定めていること。）②認定農業者・認定新規就農者（認定計画に基づく設置であること。）③エコファーマー

◇採択基準

平成25年3月末までに完成するパイプハウスで、設置合計面積が次の面積以上であること。

- ①営農集団：1,000㎡（野菜）、500㎡（花き）②認定農業者、認定新規就農者：200㎡③エコファーマー：100㎡

◇助成の内容

(1)第一種施設（間口5m以上・パイプ口径20mm以上・専用ドア付）事業費の1/3以

内、1㎡当り800円限度（再築：事業費の1/4以内、1㎡当り600円限度）

(2)第二種施設（第一種施設基準以外のもの）事業費の1/3以内、1㎡当り600円限度（再築：事業費の1/4以内、1㎡当り450円限度）

補助を希望される方は、6月15日（金）までご相談ください。

【農業振興課 生産振興係

214・8335】

津波エリアの方の
野菜・花きパイプハウス
緊急設置費用の一部助成

◇補助対象者

農地の津波被害を受けた被災農業者または任意組合等

- ①営農集団（農業者3戸以上で、代表者・規約を定めていること。）②認定農業者・認定新規就農者（認定計画に基づく設置であること。）③エコファーマー

◇採択基準

平成25年3月末までに完成するパイプハウスで、設置合計

面積が次の面積以上であること。

- ①営農集団：1,000㎡②認定農業者、認定新規就農者：100㎡③エコファーマー：100㎡

※設置場所が津波浸水地の場合、除塩を行い土壌のEC値が0.5以下であること。

◇助成の内容

事業費の1/2以内、1㎡当り2,650円限度

補助を希望される方は、6月15日（金）までご相談ください。

【東部農業復興室 復興支援係

214・7327】

「たい肥利用促進事業」
実施予定者募集

たい肥の利用を進めるため、たい肥散布に必要な機械（マニユアスプレッタ等）の導入を支援します。

◇事業内容

たい肥散布に必要な機械及び付帯機械・設備

◇補助対象者

営農集団（農業者3戸以上で、

代表者・規約を定めていること。）

◇採択基準

エコファーマーが構成員の2/3以上

◇補助率

事業費の1/3以内（上限40万円）

ご希望の方は、6月末日まで左記へ相談ください。

【農業振興課 生産振興係

214・8335】

「春の農作業安全を
心がけましょう」

農業機械の普及と農業従事者の高齢化、兼業化等によって、機械の点検ミスや操作ミスで、重大な事故が発生しています。

ほ場から道路へ出る際には、必ずトラクターの左右ブレイキが連結されていることを確認しましょう。また、作業中に点検する場合や詰まりを除去するときは、必ずエンジンを止めてから行いましょう。

【農業振興課 生産振興係

214・8335】